

令和8年度 東京都水防計画の主な改定ポイント

1. 新たな防災気象情報の運用にともなう水防計画の改定

- 国土交通省・気象庁により令和8年5月下旬より新たな防災気象情報が運用される。新たな防災気象情報の主な内容は以下のとおり。
 - 防災気象情報（河川氾濫、大雨、土砂災害、高潮）を5段階の警戒レベルにあわせて発表
 - 水防法に基づく氾濫通報制度の運用開始（都道府県の水防協議会で協議した上で、氾濫等の通報の対象となる河川等の区域、通報の基準を水防計画に定めることが必要）
- 上記を受けて、東京都水防計画を改定。主な改訂内容は以下のとおり
 - 連絡態勢や警戒配備態勢（水防本部の設置）の設置基準は、改定前の設置基準と同等になるように、新たな防災気象情報の情報体系の名称に見直しを実施（その他の都からの発表情報や関係機関からの伝達情報についても同様）。
 - 洪水予報河川・水位周知河川の全河川の基準点を対象として氾濫通報制度に基づき通報を行う旨を記載
【改定箇所】
第3章 水防時の態勢 3.1 都の態勢 等

2. 善福寺川における指定河川洪水予報の運用

- 概ね一時間以内に氾濫発生水位に到達することが見込まれるとき、あるいは氾濫危険水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるときに、東京都（河川管理者）と気象庁が共同で「レベル4 氾濫危険警報」を発表。
- 氾濫発生水位に到達したときや氾濫による著しい危険が切迫しているとき、氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに東京都と気象庁が共同で「レベル5 氾濫特別警報」を発表。
- 洪水時の自主避難、関係区市による水防活動や避難情報発表等の判断に活用。
- これまで水位周知河川として指定していた善福寺川を洪水予報河川に指定
- 令和7年度末に洪水予報河川に指定済み。
【改定箇所】
第4章 防災情報 4.5.1 洪水予報河川（国管理・都管理・県管理）

3. 令和8年度 水防上注意を要する箇所の更新

- 現場精査の結果、都が管理する一級・二級河川における水防上注意を要する箇所を改定する。

種別	基準	箇所数（延長）		
		令和7年度	令和8年度	増減(R8-R7)
洪水	大雨時に洪水による溢水に対して注意を要する箇所	81箇所 (27,170m)	81箇所 (27,160m)	0箇所 (△10m)
高潮	台風等の際、高潮による河川水位の上昇に対して注意を要する箇所	4箇所 (1,580m)	4箇所 (1,580m)	0箇所 (0m)
堤防・護岸の強さ	堤防・護岸が老朽化・洗堀及び水衝部のため、その強さに注意する箇所	9箇所 (2,310m)	9箇所 (2,310m)	0箇所 (0m)
りっこう 陸 閘	陸閘（堤防や護岸を連続させられない場合に設けた開閉式の門扉）が設置されている箇所	23箇所 (497m)	23箇所 (497m)	0箇所 (0m)
工事施工	河川工事等の施工によって注意を要する箇所	115箇所 (17,781m)	118箇所 (18,124m)	3箇所 (343m)
合計		232箇所 (49,338m)	235箇所 (49,671m)	3箇所 (333m)

【改定箇所】

資料編 4 資料 4.1 水防上注意を要する箇所(都管理河川)